

複数年にわたる委託契約へのスライド条項 (賃金水準の変動を反映した契約金額の変更)の適用の手引き

本手引きは、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する制度（以下「本制度」という。）について、賃金水準の変動を反映した契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）の算定方法や、野々市市（以下「市」という。）と受注者との協議の進め方等を、主に受注者向けに整理したものです。

1 適用対象案件等

対象案件	<p>複数年にわたる委託契約で、直接人件費の割合が高く、かつ履行途中において残業務量を確認にできる以下の業務のうち、入札公告等で本制度の対象である旨が明示されている案件とします。なお、入札契約及び随意契約の別は問いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃委託業務 ・ 警備委託業務 ・ 施設保守管理業務 ・ 給食調理業務 ・ その他発注者が必要と判断する業務 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="color: red; text-align: center;">対象となる契約は、入札公告等に対象契約であることを明記します。 (2 入札公告等における明示方法を参照)。</p> </div>
適用対象費用	<p>履行開始日から 12 か月を経過した基準日以降の残履行期間（未履行分）に係る契約金額のうち、直接人件費 (※スライド額の請求に際しては、残りの履行期間が基準日から2か月以上あることが必要)</p>
契約変更時の請求者負担額	<p>残契約金額の 100 分の 1 (1.0%)</p>

2 入札公告等における明示

本制度の対象案件は、入札公告・指名通知・企画競争（プロポーザル方式）実施公告・見積依頼等（以下「入札公告等」という。）に、「本案件は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）の適用対象である。」といった文言を記載し、対象案件であることを明示するとともに、①～③の資料を添付します。

※入札公告等に対象案件である旨の明示がない場合は、本制度の対象とはなりません。

- ① 入札にあたっての注意事項
- ② 「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 1 項に係る特記仕様書」（別紙 2。以下「特記仕様書」という。）

※この特記仕様書により、スライド額の算出方法や適用する賃金水準について明示します（4 スライド額の算出方法を参照）。

- ③ 「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係る特約条項」（別紙 3。以下「特約条項」という。）

3 契約締結時の注意点

契約締結の際は、別紙 3 「特約条項」を契約書の一部として取り扱うものとします。

4 スライド額の算出方法

算出方法は、案件ごとに、特記仕様書により市が指定した方法（下表の算出方法参照）を適用します。

算出方法

	基準となる内訳書等	変動の基準となる賃金 (労務単価等)	計算方法等 (変更金額算出方法)
(1)	当市設計書による算出	石川県最低賃金	当市設計書による算出
(2)	受注者から提出される 「設計図書に基づく内訳書」による算出	石川県最低賃金	受注者から提出された内訳書による算出(ただし、受注者の内訳書中の直接人件費に、設計日時点の最低賃金と、基準日時点の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とする。)
(3)	当市設計書に基づき、最低賃金以外の単価(労務単価等)を用いて算出	労務単価	当市設計書による算出

なお、用語の定義、1円未満の端数の処理は、以下のとおりとします。

【定義】

- ◇**請求日**…受注者が契約金額の変更に関する協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日をいいます。
請求は、履行開始日から12か月を経過した日以後とし、基準日が属する月の初日から末日までの期間に行うことができます。
- ◇**基準日**…特約条項に基づき、最低賃金の変動率等を算出するための基準となる日。原則、請求日の属する月の初日とします。
- ◇**残りの履行期間**…基準日以降の履行期間とします。ただし、スライド条項を既に適用したことのある契約については、最新の基準日以降の履行期間とします。
- ◇**最低賃金変動率**…基準日時点の賃金水準(最低賃金)と設計時点の賃金水準(最低賃金)の差額を、設計時点の賃金水準(最低賃金)で除して得た率。算出方法(1)又は(2)の場合に適用。

【1円未満の端数の処理】

消費税および地方消費税の相当額の計算時に生じた1円未満の端数は切り捨て処理を行い、落札率及び最低賃金変動率の計算時には小数点以下第8位を四捨五入します。それ以外(変動額、請求者負担額等)の計算時に生じた1円未満の端数については四捨五入処理を行います。

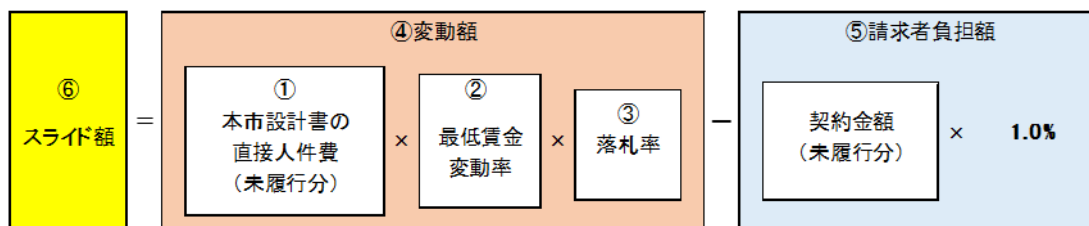
【例】落札率：0.90123456…⇒0.9012346(※小数点以下第8位を四捨五入)

最低賃金変動率：0.07113821…⇒0.0711382(※小数点以下第8位を四捨五入)

変動額：123,000.4…円⇒123,000円(※1円未満を四捨五入)

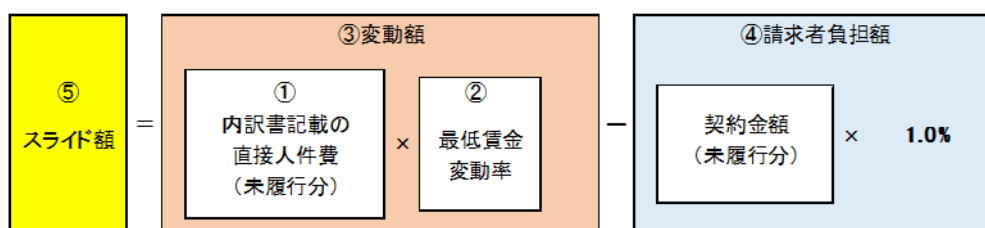
(1) 当市設計書による算出

最低賃金変動率を基に変動額を算出します。



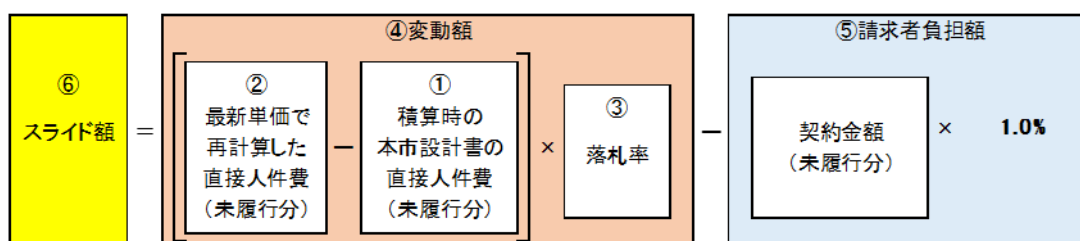
(2) 受注者から提出される「設計図書に基づく内訳書」による算出

入札書提出時又は契約締結時に受注者から提出していただく内訳書を基に変動額を算出します。



(3) 市設計書かつ最低賃金以外の単価（労務単価等）による算出

最低賃金の変動率ではなく、設計時の労務単価等を基準日時点の最新単価に置き換える方法により、変動額を算出します。



◎スライド額算出にあたっての留意事項

スライド請求を複数回行う場合のスライド額の算出は、上記と同様に行います。この場合、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含めて算出します。

5 スライド額の協議（別添「協議フロー図」参照）

(1) 事前打合せ【市及び受注者】

対象契約について、基準日の1か月前（履行開始日から11か月経過後）を目途に、市と受注者で事前打合せを行います。この際、事前に試算したスライド額や今後の手続きの進め方をご確認いただき、(2)以降の手続きに必要な準備を進めていただくようお願いします。

(2) スライド額の請求【受注者】

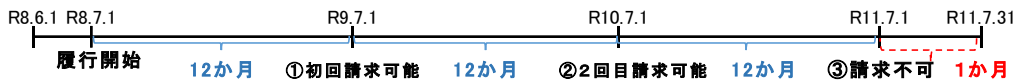
請求可能日になりましたら、できるだけ早く「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更について（請求）」（様式1-1）及び様式1-1に定める添付書類をご提出ください。

なお、請求に際しては、**残りの履行期間が基準日から2か月以上あること**が必要です（以下【例】参照）。

【例】 契約締結日: 令和8年6月1日

履行期間: 令和8年7月1日から令和11年7月31日まで(37か月)の場合のスライド額の請求

- ①初回 令和9年7月1日から請求可能。基準日を同年7月1日とする場合、請求日は令和9年7月1日から同年7月31日までの間の日となる。
- ②2回目 令和10年7月1日から請求可能。基準日を同年7月1日とする場合、請求日は令和10年7月1日から同年7月31日までの間の日となる。
- ③3回目 令和11年7月1日以降の残りの履行期間が2か月未満であるため、協議の請求はできない。



※文言等の説明は、2ページの【定義】参照。

(3) スライド額の算出【市】

市は、特記仕様書に明示された算出方法に基づき、スライド額を算出します。

(4) スライド額の協議【市及び受注者】

市が算出したスライド額について、市と受注者は「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係るスライド額について（協議）」（様式2-1）により協議を行います。内容に異議がない場合は、回答期日（スライド協議開始日から14日以内（休日を含む））までに「承諾書」（様式3-1）を提出してください。回答期日までに承諾書が提出されない場合は、特約条項第1条第3項ただし書きの規定に基づき、市は受注者に「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係るスライド額について（通知）」（様式3-2）より通知します。

※算出の結果、スライド額が請求者負担額を超えない場合は、「スライド額＝0円」とし、「賃金水準の変動を反映した契約金額の変更に係るスライド額について（協議）」（様式2-2）により協議を行います。この場合、変更契約は行いません。

2回目以降の再スライドについても、上記と同様に取り扱うものとします。

6 契約変更

市と受注者は、協議が整い次第、速やかに変更契約を締結するものとします。

契約変更にあたっては、労働者の賃金の引上げや再委託業者との契約金額の見直しなど、適切に対応してください。

なお、賃金引上げ等に係る手続が完了しましたら、賃上げ実績報告書（様式4）を提出してください。

7 延滞金及び違約金

本制度の適用により契約金額を変更した場合の延滞金及び違約金は、変更後の契約金額を基に算出します。

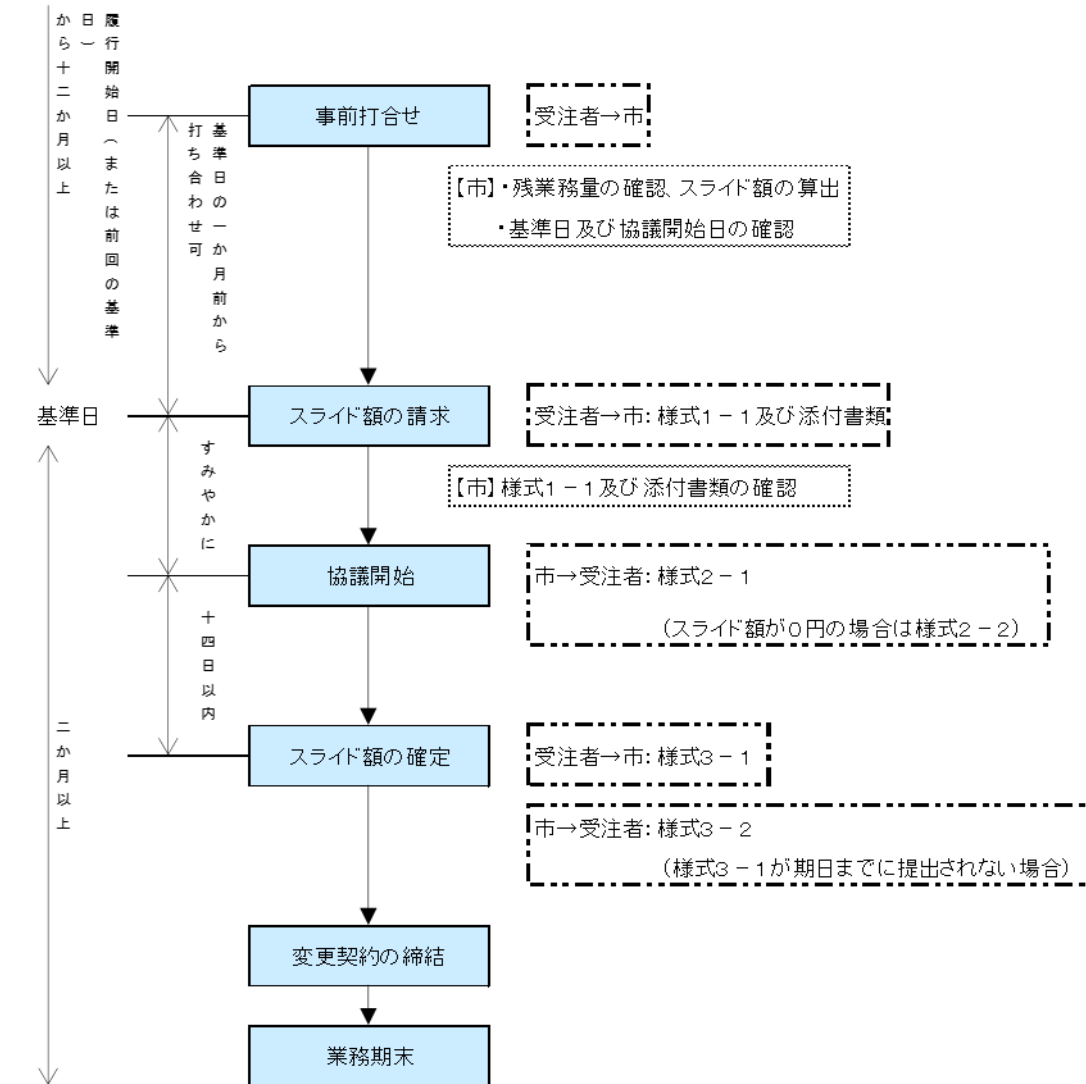
8 実施時期

本制度は、令和8年度から履行期間が始まる契約に適用します。

なお、対象契約に係る契約変更は履行開始日から 12 か月経過後に行うため、実際に契約金額が変動するのは令和 9 年度以降となります。

※入札公告等に対象契約であることの明記がない案件は、本制度の対象外です。最低賃金等に変動があった場合でも、スライド協議の請求はできません。

スライド条項運用手順のフロー図



※期間は、初日不算入とする。

※「市」とは、発注担当課とする。